

補聴器の購入費の助成をします

【吉備中央町高齢者補聴器購入費助成事業】

加齢により耳が聞こえにくくなり、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に、補聴器の購入に要する費用を助成します。

申請できる人 下記①～⑤の条件をすべて満たしている人

- ① 吉備中央町に住所のある人
- ② 満65歳以上の人
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない人
- ④ 耳鼻科の医師により補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書をもらえる人
- ⑤ 過去にこの助成を受けていない人

助成額 補聴器購入に係る費用の内、上限50,000円まで

・助成は一人1回限りです。修理代や文書料は対象になりません。

〔例：片耳のみ100,000円の補聴器を購入 → 助成額50,000円〕
〔 両耳で計300,000円の補聴器を購入 → 助成額50,000円〕

申請する前に

- ・助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です。ご注意ください。
- ・補聴器は高額なものがあり、また購入すると返品が出来ない事も多いので、よく家族や医師と相談してから申請してください。
- ・補聴器を着けても若い頃のようにすぐに良く聞こえるようになるわけではありません。補聴器を通して聞こえる音に慣れるためのトレーニングが必要です。購入店で段階を踏んで調整し、ご自身の最適な補聴器を見つける必要があります。

お問い合わせ先

吉備中央町 福祉課

〒716-1192 吉備中央町豊野1-2

(吉備中央町役場 賀陽庁舎)

TEL 0866-54-1317 FAX 0866-54-1306

☆「手続きの流れ」と「必要なもの」は裏面をご覧ください☆

手続きの流れ

①役場又は各支所・出張所で申請書等を受け取る。



②耳鼻科を受診。補聴器適合に関する診療情報提供書を作成してもらう

③②を基に認定補聴器専門店もしくは、認定補聴器技能者に見積書を作成してもらう

★注！助成金交付
決定前に購入した補聴器は助成対象外です！
必ず⑤まで完了した後、購入してください！

④役場へ申請書等を提出する。

必要なもの

1. 申請書
2. ②の補聴器適合に関する診療情報提供書の写し
3. ③の見積書(宛名が対象者のもの)
4. 認定補聴器技能者カードの写し(技能者作成の場合)

⑤役場から助成金交付決定通知書が届く

⑥補聴器を購入する。

★注！③の見積書を作成したお店で見積書と同じ補聴器を購入してください！



⑦決定日から2か月以内に助成金請求書等を提出する。

必要なもの

1. 助成金請求書
2. 領収書

(宛名が対象者のもの)

(1か月程度)

⑧吉備中央町から助成金の振込

★注！本人名義の口座が必要です！

★注！日付が②情報提供書→③見積書→④申請書→⑤決定通知書→⑥領収書の順か確認を！